

伊東市学校給食センター調理・運搬・洗浄等業務委託契約書（案）

伊東市学校給食センター調理等の業務について、伊東市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務名称 伊東市学校給食センター調理・運搬・洗浄等業務
- (2) 業務内容 別紙「伊東市学校給食センター調理・運搬・洗浄等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（委託契約期間）

第2条 委託契約期間は、契約締結日から令和13年7月31日までとする。

（委託業務履行期間）

第3条 本契約における委託業務の履行期間は、令和8年度2学期の給食から令和13年度1学期の給食までの間とする。

（委託料）

第4条 委託料は、金_____円（消費税及び地方消費税_____円を含む。）とし、各年度における委託料の内訳は以下のとおりとする。

年度	委託料	左記のうち消費税及び地方消費税額
令和7年度	0円	0円
令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円
令和11年度	円	円
令和12年度	円	円
令和13年度	円	円
合計	円	円

2 前項の委託料は、委託業務実施に必要な光熱水費を含まないものとする。

3 各年度における委託料の支払月額は以下のとおりとする。

年度	支払月額	左記のうち消費税及び地方消費税額
令和7年度	0円	0円

令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円
令和11年度	円	円
令和12年度	円	円
令和13年度	円	円

4 委託業務に要する費用（委託業務に付随して生じる事務手数料も含む。）は、全て乙の負担とする。

（給食実施日の指定）

第5条 甲は、伊東市学校給食センターにおいて給食を実施する日（以下「実施日」という。）をあらかじめ指定し、乙に通知するものとする。

（委託業務履行不能時の届出・報告の義務等）

第6条 乙は、実施日に委託業務を実施することができない事情が発生したときは、直ちにその詳細な理由等を伊東市教育委員会へ届け出なければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。

3 乙は、前項の調査の結果、不相当と認められた場合には、甲の指示に従い手直し又はやり直しをするものとする。

（食中毒等防止措置の義務）

第7条 乙は、委託業務の履行に当たって、十分な食中毒等の防止措置を講じなければならない。

（保険）

第8条 乙は、食中毒賠償責任保険（これに準ずるものを含む。）に加入しなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに甲に提出しなければならない。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、食中毒等の防止措置を怠り、乙に起因して被害者が発生したときは、甲及び被害者に対する全ての損害賠償責任を負うものとする。

2 乙は、契約の履行に際し乙の過失によって施設設備等の全部又は一部に損害を与えたときは、乙の負担において原状回復するとともに、これらによって生じた損害を賠償する責

任を負う。

3 乙は、契約の履行に際し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(業務完了検査)

第10条 乙は、実施日の委託業務を完了したときは、直ちに届け出て甲の定める調理業務完了検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出があったときは、速やかに検査を行う。

3 乙は、検査が終了したときをもって実施日の当該委託業務が完了するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第11条 乙は、実施日に委託業務を実施しないとき、又は完了しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の遅延日数には、検査に要した日数を算入しない。

(委託料の請求及び支払)

第12条 委託料は8月を除いた月払とし、乙は、各月の委託業務が完了した後、別に定める各月ごとの委託料に消費税及び地方消費税を加えた額を請求するものとする。なお、8月に給食が実施される場合、8月前半の給食については7月分の委託業務完了報告に、8月後半の給食については9月分の委託業務完了報告に含めるものとする。

2 甲は、乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として支払う。

(貸与品)

第13条 甲が乙に貸与する設備及び調理機器等(以下「貸与品」という。)は無償とする。

2 貸与品の品名、数量及び品質は別に定める。

3 乙は、貸与品を業務の履行以外の目的以外に使用してはならない。

4 乙は、貸与品を最善の注意を払い管理しなければならない。

(情勢変化への対応)

第14条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事件により委託業務の履行に著し

く困難な事情が生じたときは、その事情に応じ甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、契約期間及び契約内容を変更することができる。ただし、乙の事情により、委託業務履行が困難な場合は、業務履行可能最終日から起算して6か月前までに甲に対して申し出ることとする。

2 学校統廃合等により、契約期間中に受配校数の増減、食数の増減が生じた場合は、甲乙協議の上、契約金額及び契約内容を変更することができる。

(甲からの契約解除)

第15条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、何ら催告を要さず契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する理由により実施日に委託業務を実施しないとき、若しくは完了の見込みがないとき、又は契約条項の定めを履行しないとき。
- (2) 本契約について、乙又はその従業員に不正若しくは不当の行為があったとき。
- (3) 事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (4) 前各号のほか、本契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合、甲に生じた損害は、乙が賠償の責任を負うものとし、当該契約の解除により生じた乙の損害については、甲は、その責めを負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合、甲は委託料のうち、甲の認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(学校給食施設等の返還)

第16条 委託事業履行期間が満了した場合又は解約その他の事由により契約が終了した場合、乙は、甲に対し、学校給食施設等を終了時における現状有姿で引き渡すとともに、第13条の貸与品を過不足なく返却するものとする。ただし、乙の所有物については、乙が契約終了までにこれを搬出するものとする。

2 委託事業履行期間が満了した場合、乙は、契約期間の満了日に関わらず、速やかに前項の引渡し、返却又は搬出を行うものとする。

(危険負担)

第17条 第10条第2項の検査終了前に生じた損害については、全て乙の負担とする。

(委任の禁止)

第18条 乙は、この契約に基づく委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は

請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡・担保の禁止)

第19条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(秘密保持)

第20条 乙は、この契約によって知り得た秘密は、契約期間中及び終了後を問わず、一切他に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添1に掲げる事項を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第22条 乙は、この契約による業務を処理するに当たり、暴力団の排除のため別添2に掲げる事項を遵守しなければならない。

(法令等の遵守)

第23条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、学校給食法、食品衛生法、労働関係法令等業務に必要な諸法令等を全て遵守しなければならない。

(疑義等の協議)

第24条 この契約条項及び仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約条項若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市長 杉本 憲也

乙

個人情報保護に係る特記事項

(秘密保持等)

第1条 乙及び乙の従業員は、この契約による業務に関し知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。

2 乙及び乙の従業員は、この契約による業務において取り扱う個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を正当な理由がないのに第三者に提供してはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の適用)

第2条 乙及び乙の従業員は、前条の定めに違反して個人情報の内容を提供する行為等が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定められている受託者の義務に違反するものであり、懲役又は罰金に処せられる行為に該当するものであることを十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、乙の従業員に対し、前項の規定内容を周知しなければならない。第4条ただし書による再委託の場合における当該第三者に対しても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第3条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の基本的人権を侵害することのないよう努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された資料等又は収集した個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(返還、廃棄又は消去)

第6条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しく

は取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故報告義務）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された資料等又は収集した個人情報の漏えい、毀損又は滅失があった場合は、直ちに甲に報告しなければならない。この場合の処置について、乙は、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙がこの契約条項に違反し、甲に損害が発生した場合、その損害賠償を請求することができる。

（実地検査等）

第9条 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、前各条の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため、少なくとも1年に1回以上、乙の作業場所を実地検査するものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、実地検査を行うことが困難であると認められる場合は、乙に報告書の提出を求め、これをもって実地検査に代えることができる。

暴力団の排除に係る特記事項

(確約事項)

第1条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、次のいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(2) 暴力団関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

(不当介入を受けた場合の措置)

第2条 乙は、乙又は乙が本契約に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約であつて、それが数次にわたる場合には、乙が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約（以下これらの契約を「関連契約等」という。）の相手方が、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしこれを拒否させるとともに、不当介入があつた時点で、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行い、甲にその旨を文書で報告しなければならない。

(事業契約の解除)

第3条 甲は、乙が前2条の規定に違反することが判明した場合は、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙の関連契約等の相手方が暴力団関係者であると判明した場合は、乙に対し、当該関連契約等の解除その他の必要な措置を講じるよう求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定による求めに対し、正当な理由がなくこれに応じない場合は、本契約を解除することができる。

4 甲が本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。